



占出山町だより

2006年7月号

占出山町で2度目の祇園祭を迎えます。

今年も、近所のビルの2階から華やかななかにも哀調のあるお囃子の音が聞こえています。あ、あれは辻回しの時のお囃子！とわかるようになった今日この頃です。

7月号目次

☆血族と姻族

☆親等の数え方

☆ 血族と姻族

遺族年金の失権(年金を受取る権利が消滅する)事由に直系血族又は直系姻族の以外の養子となったときがあります。

今回は、この親族関係のお話をしたいと思います。

親族とは、親子、兄弟姉妹など血のつながりのあるものと、婚姻等を通じて親しいつながりをもつものがあり、その範囲は漠然としています。

しかし、民法第725条で、どこまでか親族になるのか明確に定められています。

親族とは、

- ① 六親等内の血族
- ② 配偶者
- ③ 三親等内の姻族のことをいいます。

「血族」とは実の親子のように血のつながりのある者と、養親と養子のように法律上血のつながりのある者として取り扱われる者があります。つまり六代目までを親族とします。

「配偶者」とは法律上の結婚をしている夫婦の相手方をいいます。

「姻族」とは、自分の配偶者の血族と、自分の血族の配偶者をいいますが、妻の曾祖父母、おじ、おば、おい、めいまでの三親等が親族の範囲となります。

「直系」とは、親族うちで父母、祖父母、曾祖父母というように上の代へ直通するものと、子、孫、曾孫というように下の代へ直通するものをいいます。

(裏面へ続く)

「傍系」とは、兄弟、姉妹、おじ、おば、おい、めいというように同じ始祖から分かれたものを傍系といいます。

少し、ややこしい話ですが、失権事由に当てはめると、祖父母(配偶者側の祖父母も含める)の養子になると失権はしませんが、おじ、おば(配偶者側のおじ、おばを含む)の養子になると失権します。

祖父母⇒血族であり直系である。

配偶者側の祖父母⇒姻族であり直系である。

おじ、おば⇒傍系血族ではあるが直系ではない。

配偶者側のおじ、おば⇒傍系姻族ではあるが直系ではないため。

西尾雅枝社会保険事務所では、各種年金のご相談をお受けしています。機密性のある独立した相談スペースで、秘密厳守でお話を伺います。お気軽にご相談下さい。

☆ 親等の数え方

一親等、二親等」などの「親等」とは親族関係の濃淡をはかる尺度で、直系の場合は、父母は一親等、祖父母は二親等、子は一親等、孫は二親等というように上下へ世代数で計算しますが、傍系の場合は、共通の者までまず上がり、そこから相手までさがる世代数を合計して親等を計算します。例えば、兄弟はまず父母まで上がり、それから兄弟まで下りますので、二親等になります。おじは、祖父母まで二代上がり、そこからおじまで下るので三親等ということになります。いとこは更に一代さがるので四親等ということになります。

どんなことでも、どんなときでも、お気軽にご相談ください。

社会保険労務士・年金コンサルタント&ファイナンシャルプランナー

西尾 雅枝

西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話&ファクス(075)241-4586

メール nishio@nishio-sr.com

ホームページオープン！アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間 午前9時～午後5時30分(日曜・祝日定休日)

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町308

ヤマチュウビル2階 N10

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩2分

